

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

April, 2014

なごみ便り

www.101dog.co.jp

4月1日から消費税が8%に上がりました

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。それに伴い実務上でいくつか問題となるケースが想定されます。そこで、経過措置を中心に問題となるケースについて解説させていただきます。

ケース1～主に商品販売業～

平成26年3月までに商品の売買契約をしたが、平成26年4月以降に商品の引き渡しが行われた場合。

取扱い

8%の税率が適用されます。

解説

8%の税率が適用されるか否かは、契約の日ではなく商品の譲渡等の日で判断するので平成26年4月以降の引き渡しとなる商品については8%が適用されます。

ケース2～主に機械器具メンテナンス業～

平成26年2月1日から1年間のコピー機のメンテナンス契約を締結し、同日に1年分のメンテナンス料を受領した場合。

取扱い

5%の税率を適用することができます。

解説

機械器具メンテナンス等の場合は、商品等の引き渡しを要しないものであるため、收受した対価について返還することがなく収益として確定しているもので、経理処理上も継続して収益に計上すべきものについては、施行日までに收受し、収益に計上したのものについて5%の税率を適用することができます。

ケース 3 ~ 各業種共通 ~

平成 26 年 3 月決算の会社が平成 25 年 10 月末に翌 1 年分(平成 25 年 11 月 1 日 ~ 平成 26 年 10 月 31 日)の家賃を支払った場合。

取扱い

平成 25 年 1 1 月 ~ 平成 2 6 年 3 月までの家賃は 5 % が適用され、平成 2 6 年 4 月 ~ 平成 2 6 年 1 0 月までの家賃は 8 % の税率が適用されます。

解説

ただし処理としては次の 2 つの方法があります。

仮払金による処理

- < 当期 > 5 % 適用分 (H 2 5 . 1 1 ~ H 2 6 . 3) についてのみ仕入税額控除
- < 翌期 > 8 % 適用分 (H 2 6 . 4 ~ H 2 6 . 1 0) については、今期に支払っていたとしても翌期に仕入税額控除

仕入対価返還による処理

- < 当期 > 支払額全額 (H 2 5 . 1 1 ~ H 2 6 . 1 0) を 5 % 税率適用分とみなして仕入税額控除
- < 翌期 > 上記支払額のうち、H 2 6 . 4 ~ H 2 6 . 1 0 分に関しては仕入対価の返還等を受けたものとして処理し、改めて 8 % の税率を適用

ケース 4 ~ 各業種共通 ~

平成 26 年 3 月に販売した商品の返品が 4 月に行われた場合。

取扱い

5 % の税率が適用されます。

解説

平成 26 年 4 月中に行われた商品の返品については、返品等の処理を合理的な方法により継続して行っている場合は、平成 26 年 3 月中の売上に対応するものとして取り扱うことができます。

ただし、この場合には返品伝票等に適用税率を明記し、取引の相手方も当該伝票に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することが必要です。

その他の問題となるケースでお困りの際は、税理士法人和に是非ご連絡ください。

(文章担当 : 辻、小川、鳴瀬)

~ 頭の体操なぞなぞコーナー ~

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください!

Q . かけたり、たったり、つぶしたりするものはなんでしょう?